



発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区平河町2-7-5 (砂防会館内)
 電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664
 H P <http://www.zensuien.org/>
 Ema i l zensuien@k2.dion.ne.jp

編集・発行人 下 川 順



と き : 平成 23 年度 5 月 31 日 (火)
 と ころ : シェーンバッハ・サボー (砂防会館)

目 次

通常総会の会長挨拶	2
高槻市における洪水の歴史を振り返って	
.....前淀川右岸治水促進期成同盟会長(前高槻市長) 奥本 務	4
河川愛護月間の実施について	
~せせらぎに ぼくも魚も すきとおる~	9
国土交通省河川局治水課	
全水連便り	12

第 63 回 通 常 総 会

ご あ い さ つ



全国治水期成同盟会連合会
会 長 陣 内 孝 雄

本日ここに、第63回通常総会を開催いたしましたところ、全国各地より会員の皆様多数ご参集頂き、本総会を開催できますことは、誠に喜ばしく感謝に堪えません。

3月11日の東北地方太平洋沖地震以降、東日本は未曾有の大災害に襲われました。被害に遭われた多数の方々のご冥福とお見舞いを申し上げます。また、被災地の会員各位におかれましては、誠に厳しい環境の中で救助と応急対応に盡力されており、そのご苦勞に深甚なる敬意を表し、感謝申し上げます。

未曾有の広域かつ壊滅的な災害の復興に向け、全国の会員各位が心を一つにして協力され、この国難の克服のために御支援頂くようお願いし、被災地の会員の更なるご健闘をお祈り致します。

東北地方では河川や海岸の堤防などで2000カ所以上の被災箇所が生じており、これから梅雨時を迎え、そして台風の襲来を考えると大至急手当をしなければなりません。今度の大震災を経験してお分かりのように、河川堤防の改修などはこれで十分整備されたなどということは絶対ありません。現在の時点で出来る最大の手当を行わなければ、いざ災害が起きたとき大変多くの犠牲者が発生をいたします。治水事業に対する関係各位の皆様方の深いご理解とご熟意を節にお願い致します。

我が国は、気象・地形・地質・土地利用などの諸条件から自然災害を蒙り易い条件にあり、全国各地の河川は、流域面積の小さい、いわゆる急流小河川で、地勢的に災害多発の要因をはらんでいるものが多いのであります。このため治水事業が古来より国政の根幹として精力的に進められてきたところではありますが、未だに毎年のごとく全国のどこかで悲惨な災害が続いております。

昨年も、6月中旬から7月中旬にかけて梅雨前線が停滞し、九州から東北地方にかけて広い範囲で大雨となり、局地的に1時間に80ミリを超える猛烈な雨を観測するなど、全国各地で洪水被害が発生し、尊い人命と多くの資産が失われました。

地域住民やその営みの安全・安心の確保に責務を負う我々としては、近年の治水事業予算が厳しく、維持管理にさえ支障をきしているのではないかと危惧しているところです。

加えて、少雨による渇水被害も毎年全国のどこかに発生しており、安定した水供給のためにダムなど水資源開発施設の整備推進が全国的に引き続き熱望されております。

また、近年は、地球温暖化による気候変動で、これまでに経験したことのない激しいゲリラ豪雨や著しい少雨が発生しており、この傾向がこれから強まっていくとみられております。

その一方で、高齢化・人口減少・都市における地下空間利用等が進んでおり、災害に弱い地域社会が増えています。しかし、平成22年度予算から、補助治水事業のほとんどが、従来の補助金から交付金制度に変わり、地方の皆さんのお考えが予算に反映される仕組みになったわけですが、それぞれの地域によって治水の安全に対する整備の違いが生じてはならないところです。年々治水事業の予算額は減少され、しかも、その治水予算が近年の頻発する災害のために、激甚災害対策特別事業費等の緊急事業に先取りして当てられ、本来計画的に推進すべき予防的な治水事業がきわめて進みにくい現状にあります。

その上に、ここにきてダムをもつ河川の治水計画が見直されることになりました。関係する地域の皆様に大きな困惑や深刻な不安が生じており、治水事業の遅れが憂慮されます。

このような状況をふまえ、全国治水期成同盟会連合会といたしましては、本年も各地区ごとに地方大会を共催し、治水事業の促進を関係方面へ要望してまいります。

また、全水連から治水に関する的確な情報を速やかに広く提供することが重要であると考え、1月からはホームページを開設し、全水連の活動等の伝達はもとより、治水行政や災害情報の紹介、会員の皆様からの治水への意見、提言、要請なども取り上げ、それらを順次提供することにより、会員の皆様の情報交換の広場となり、更には広く国民の皆さんに治水への関心と理解を誘う情報源となって、地域主権の時代にふさわしい治水行政が弛み無く推進されるよう活動して参る所存であります。

最後に、ご出席の会員の皆様方のご健勝とご活躍を祈念申し上げて、挨拶といたします。

第 63 回通常総会は、平成 23 年 5 月 31 日：シェーンバッハ・サボー（砂防会館別館）において、多数の会員の方々にご参加を頂き盛会に開催されました。

平成 22 年度の事業報告及び収支決算、平成 23 年度事業計画及び収支予算案、役員を選任に伴う就任について承認について、それぞれご承認を頂きありがとうございました。



高槻市における洪水の歴史を振り返って



前淀川右岸治水促進期成同盟会長
(前高槻市長) 奥本 務

■はじめに

淀川右岸治水促進期成同盟の会長として、高槻市長在任中の3期12年にわたり、その職責を関連市町のご協力を得て務められたこと、また、全国治水期成同盟連合会の監事として、その重責を果たすことができましたこと、ひとえに、関係各位のご協力のたまものと、この場をお借りして心からお礼申し上げます。

淀川右岸治水期成同盟の名のとおり、淀川右岸に位置する高槻市は、淀川との関わりは深いものがあります。高槻市の東端から、南端まで全てが淀川に接し、その延長は約13kmにも及びます。また、本市には、淀川に注ぐ淀川水系の主な河川として、桜尾川、そして、高槻市の都市シンボル軸でもあり、本市を南北に貫流する芥川、その芥川に流入する女瀬川の3河川があり、その淀川からは、農業用水はもとより、飲料水や工業用水など、多くの恩恵を受けてきました。一方では、淀川をはじめ、本市の3河川は、自然の猛威を振るい、水害として、牙を剥けてきたことも過去には多々ありました。

時代が移り変わり、それぞれの地域での人々の生活様式や都市機能が複雑化する中、そこに住む人々の治水・利水に対する意識や関心を高め、次代に引き継ぐために、行政として、どのように為すべきかが重要ではないかと思えます。



淀川合流点から高槻市を望む

■淀川の歴史

古代7000～6000年前、大阪平野は河内湾と呼ばれた海の底にあり、現在の土上町台地は半島のように大阪湾に突き出ていました。その後、淀川や大和川などが運ぶ土砂の堆積により河内湾は約2000年前には淡水化し、河内湖となり、更なる堆積により河内湖は陸地化され、沖積平野となったのです。

中世の大阪平野にはいくつもの川が縦横無尽に流れ、淀川は、平安時代の頃から、瀬戸内海や西国と京の都を結ぶ舟運交通の大動脈の役割を担っていました。しかし、上流からの土砂の流出は止まず、洪水もいたるところで発生し、大きな災害に見舞われることもありましたが、一方では、肥沃な土と、淀川の水は農耕には重要なものでありました。

その後、近世は、日本の政治・経済・文化の中心の一つであり、淀川はその発展の重要な基盤でもあり、治水と水運の発展の時代でもありました。特に天下統一を果たした豊臣秀吉は、宇治川を巨椋池から切り離す「太閤堤」を築き、また、淀川左岸の枚方から長柄までの27kmの連続した堤防「文禄堤」を築くなど、その治水の功績は大きなものがあります。さらに江戸時代にも、淀川は様々な改修がなされ、淀川と大和川が切り離されることにより大阪平野の洪水は減少しました。

■淀川の恵み

このように、改修が淀川の舟運は物資輸送、経済の大動脈となり、大阪に集まった物産や物資は京の都へ、京の文物は大阪に、塩、酒、年貢米、木材や全国各地の特産物は淀川が輸送路として大きな役割を果たしました。大阪は天下の台所とよく言われますが、この淀川を中心とした水上交通の発達により、堂島の米市場、天満の青物市場、雑候場の魚市場などの三大市場が天下の台所を支えたといわれます。

また、旅客専用の三十石船を相手に「飯くらわんか、酒くらわんか」などといって船に近づき、酒や食べ物を売っていた「くらわんか船」は淀川の名物でもあります。さらに、高槻市の対岸に位置する枚

方市は、京街道の宿場町で、淀川舟運の中継港でもあり、枚方のほかにも、川沿いに多くのまちが發展しました。高槻市でも、今もその地名が残る、三島江、大塚、鶴殿などがあります。

さらに、流通や交通インフラのみならず、農業用水や生活用水として利用されたのはもとより、淀川周辺は豊かな自然に恵まれ、人々にとっては精神と文化を支える存在でもありました。

■淀川の洪水の歴史

淀川は、恵みの川である一方、自然の猛威による大洪水も幾度となく繰り返されてきました。中でも淀川三大洪水といわれる、明治 18 年（1885 年）、大正 6 年（1917 年）、そして、まだ記憶に残る昭和 28 年（1953 年）の大洪水は、それぞれが甚大な被害をもたらした。高槻市においても、大きな犠牲を払いました。

明治 18 年（1885 年）の大洪水は、6 月中旬から 7 月初旬にかけての相次ぐ低気圧がもたらしたもので、枚方での堤防決壊を最初に、淀川の堤防は次々と決壊し、大阪市街の約 15,000ha、71,000 戸が 4m 以上浸水し、家屋流出 1,600 戸、損壊 15,000 戸、被災人口 27 万人という当時の世帯数の 20% に当たる被害が発生しました。淀川右岸の高槻市、茨木市、吹田市、摂津市でも甚大な被害が発生しました。



大正 6 年 大塚切れ

大正 6 年（1917 年）9 月 26 日、大阪地方に低気圧が近づき、気圧は次第に降下、29 日午後 11 時には 739.3mm の最低気圧に到達。30 日からは、強風と激しい強雨が降り続き、10 月 1 日に高槻市の芥川の番田堤防が決壊、ほぼ同時に芝生堤防が 290m にわたって決壊、さらに淀川本流の右岸、大塚堤防が、大音響を響かせ、約 470m にわたって決壊。これにより、高槻市街の殆どが浸水しました。これが世に言われる「大塚切れ」。この「大塚切れ」では、淀川の決壊によって流れ込んだ濁流が、芥川も巻き込み、高槻

町から、三箇牧、鳥飼地区への流れ込みながら、三島郡 15 町村、大塚から、淀川沿線河口まで全ての 13 町村まで及び、浸水・流出家屋 15,358 戸、罹災人口 65,000 人という被害をもたらしました。

さらに、昭和 28 年（1953 年）9 月 22 日、台風 13 号は中心気圧 897mb、最大風速 75m/s の大型台風となり、24 日昼ごろからは、近畿一円に激しい雨を降らせ、淀川各支流流域で同時に強雨となったことからピークが重なり希有の大洪水となりました。

高槻市の芥川と女瀬川の合流付近で約 150m が決壊。淀川の水が逆流して氾濫し、富田村、三箇牧村、味生村一帯約 1,700ha が浸水。また、同じく本市の桧尾川左岸が約 60m にわたって決壊、本市南部の 480ha が 20 日間浸水し、京阪急行線をも途絶させました。



我家に現存する木船

我家は、淀川のすぐ近くにあり、当時我家にあった木舟（当時は、水路内での農耕機具や米の運搬などにも使用）で避難したものです。この木舟は今も、我家には残っており、水害の記憶を風化させないものの一つとなっております。また、宇治川でも破堤があり、旧巨椋池干拓田、佐山村、御牧村一帯 2,880ha が浸水しましたが、この宇治川の破堤により、淀川本川の水位が急激に低下した記憶があります。宇治川が破堤する前の淀川には、溢れんばかりの水が滔々と流れており、恐ろしいぐらいでした。また、堤防の穴から水が噴水のように上がっていた光景は今も忘れられません。この穴は、モグラの開けたものだという話を後から聞きましたが、治水に携わってからこの穴は決して侮れるものではないという思いを強くしています。

この他、高槻市における河川の決壊としては、昭和 42 年（1967 年）7 月の集中豪雨により、女瀬川が決壊しました。このとき、私は、決壊箇所にあった高槻市立如是小学校の近くにある中学校に教員として勤務していましたので、出勤してからスーツ姿のま

ま、泥の掻き出しの応援に行き、一張羅のスーツを台無しにした苦い思い出があります。



昭和 42 年 女瀬川の破堤

このように、淀川本川はもとより、淀川の支川、特に、本市の芥川や桧尾川、女瀬川は幾度となく破堤し、その都度大きな被害を残してきました。特に高槻市を巻き込んだ、この淀川三大洪水が契機となり淀川の近代的な治水の取組みが始まりました。

■洪水から治水へ

明治 18 年の洪水以降、淀川の改良工事の取組みが始まり、下流部の洪水被害は起こりにくくなりましたが、中流部、上流部では大正、昭和にかけてたびたび洪水が発生したことから、河道の改修や掘削、堤防の強化が図られました。しかしながら、大正 6 年の「大塚切れ」は想定を超える水量が原因と考えられることから、更なる堤防の補強・改修が行われました。本市では昭和 15 年から 17 年にかけて、1,350 mにも及ぶ大塚引堤工事は内陸部へ約 100mも堤防を移転させるという大工事が実施されました。

さらに昭和 28 年の大洪水は、これまでの後追いな洪水対策ではなく、水系全体を見据えた根本的な治水対策の必要性を導き、淀川を含む全国 10 河川での治水計画の見直しが進められ、利水や発電など、「河川の総合的な開発」といった考えが入れられ、淀川では、昭和 29 年流域全体の治水対策について取り纏められた「淀川水系改修基本計画」が策定されました。

洪水を防ぐには、堤防の高さを上げることで、同時に堤防の幅を広げる必要があり、隣接する住宅等の用地取得などが必要なため、従来の治水対策には限界があったことから、上流にダムを建設し流量調整する手法がとられました。この結果、宇治川上流に天ヶ瀬ダム、木津川上流には高山ダムが整備されました。

その後、昭和 34 年の伊勢湾台風により、木津川で、昭和 28 年を上回る被害が発生したこと、さらに、その後も木津川や、桂川の上流で、浸水被害が相次いだことから、昭和 39 年制定の「淀川水系工事実施基本計画」を昭和 46 年に改定され、計画高水流量を引き上げ、200 年に一度の洪水への対応が図られ、また、宇陀川には室生ダム、名張川には比奈知ダムなどが整備され、淀川流域における治水のみならず、利水の水源としても活用されました。さらに、堤防の改築、拡幅等が行われ、中流部では、川幅の拡幅を行わず、堤防の内側に盛土を行うことで強化し、コンクリート等による護岸の整備・強化とともに、低水路の掘削が行われました。これらの治水対策により、高槻市におきましては、その後有難いことに決壊等による浸水被害は発生しておりません。

■これからの川づくり

国等の積極的な治水対策により、近年は淀川の水位が心配なほど上昇することもなくなり、沿川住民の方々は安寧な生活を送られています。しかし、昨今は、地球的規模の異常気象による局地的豪雨など、気象の異変が着々と進行しています。このような状況の中、更なる治水対策の検討が近い将来、絶対に必要になるものと考えています。一方、防災の推進には、行政だけでは限界もあります。地域の人々の日頃からの防災に対する意識を高めていただくことも重要な課題であります。

高槻市では、都市のシンボルでもあります芥川が都市における貴重な自然とのふれあいの場、地域の人々に親しめる川となるよう、様々な芥川に関わるイベントを開催し、常に、川に目を向けていただき、平常時の穏やかさと、自然の猛威による川の怖さを考えていただき、水害や治水の必要性、重要性について認識していただけるよう機会を設けています。

ここで、高槻市におけるイベントを少し述べさせていただきます。

1. こいのぼりフェスタ1000

地元自治会、商業団体、JC など 11 団体が構成される「こいのぼりフェスタ 1000 推進協議会」が河川愛護と市民のふるさと意識の高揚を目的に、市民から提供のあった約 1000 匹のこいのぼりを芥川の桜堤公園上空に泳がせています。今年は開催 20 周年を向かえました。例年 4 月 29 日の昭和の日にイベントを開催し、毎年 10,000 人を越える市民の方々に賑わいます。



第 20 回こいのぼりフェスタ 1000

2. 芥川創生基本構想

平成 17 年 7 月 7 日の川の日に、市民・団体・大阪府・高槻市などで、芥川の自然、歴史を守り育て、生き物とのふれあいを通じて市民の心の豊かさを回復することを旨とし設立された「芥川倶楽部」との協働で、川づくりの基本的な指針となる「芥川創生基本構想」を策定し、「芥川・ひとと魚にやさしい川づくり」を合言葉に様々な市民参加による事業を展開しています。



芥川クリーンアップと千人なべ

①魚みちづくり

大阪湾からの天然アユの遡上を目的として、落差工に魚が遡上できる魚みちを、国土交通省、大阪府との連携により設置してまいりました。平成 23 年 3 月には、以前より遡上が確認された天然アユをはじめ、オイカワなどの遡上も確認されています。



桜堤魚道



桜堤魚道

②特定外来生物「ミズヒマワリ」駆除

環境省の特定外来生物に指定されているミズヒマワリは、平成 12 年頃に芥川に侵入し、芥川と淀川に生息する中南米原産の繁殖力が極めて強い植物で、爆発的な生息域の拡大に伴い、本来芥川に生息する在来種がその生息場所を奪われ、水中の生態系にも影響を与えることから、芥川倶楽部を中心に駆除するとともに、市民への啓発活動も実施しています。

3. 芥川資料館

平成 6 年に開館した芥川資料館は、芥川の中流域に位置し、芥川の歴史や人間との関わり、及び自然全般の展示を行い、芥川を軸としたまちづくり、文化づくりを進める大きな拠点として整備されました。その中でも、芥川に生息する淡水魚の生態展示を中心とした水槽展示も実施しており、市民の芥川や、高槻市の様々な自然学習の場としても活用されています。

このように、本市では、芥川をメインに、様々なイベントや市民参画による啓発事業を継続して実施し、多くの市民の方々に芥川に対する関心を持っていただき、芥川に親しみ、豊かな自然環境を有する芥川を次代に豊かで安全な川として、引き継ぎたいと考えています。

■おわりに

最近の動きとして、脱ダムといった、ダムに頼らない治水対策の見直しや、政府の事業仕分けにもありました、高規格堤防、いわゆるスーパー堤防のあり方が論議されるなど、治水対策に対する考え方が大きく変わりつつあります。しかし、沿川に住むものとしてはどのような対策であれ、自然の猛威を目の当たりにしてきた者として、二度とあのような災害はおきてはならない！との強い思いがあります。川は、人にやさしい、憩い、潤いをもたらすすばらしい流れであるとともに、一転、人に牙を剥く危うさも持っていますが、やはり、川は川として、時代が変わっても、人々に愛され、人をやさしく包み込む包容力のあるもので、常に安全な川であるためにも、考えられる限りの、出来得る限りの治水対策をこれからも適切に推進することが重要であると考えます。そのためにも、全国治水期成同盟連合会が益々ご活躍され、全国の河川から水害が無くなるよう今後ともご尽力されることをご祈念申し上げます。

※淀川に関する史実等は、近畿地方整備局淀川河川事務所による、淀川改良工事 100 周年記念誌参照



河川愛護月間の実施について

～ せせらぎに ぼくも魚も すきとおる ～

国土交通省河川局治水課

河川は、私達の生活にうるおいとやすらぎを与えてくれる貴重な水と緑の空間であり、良好な河川空間への国民の関心はますます高まっています。

そこで、国土交通省では、河川が地域住民の共有財産であるという認識の下に、河川についての理解と関心を深め、地域住民、市民団体や関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・再生を積極的に推進するとともに、河川愛護意識が広く国民の間で醸成されることを目的として、7月を「河川愛護月間」と定め、河川愛護運動を実施しています。

本年度も、各地方整備局、都道府県、市町村等が主体となって、地域住民、河川愛護団体、関係行政機関等の協力を得て、「せせらぎに ぼくも魚も すきとおる」(平成22年「河川愛護月間」推進標語募集、最優秀賞作品)を推進標語として、河川愛護運動を積極的に展開することとしています。

月間中は、ポスター、チラシ等による広報活動をはじめ、全国各地で、河川のクリーン作戦、絵画・作文等のコンクール等地域の実情に応じた様々な活動を積極的に実施することとしています。

特に、河川のふれあい点検、水面利用・川下り、川の指導者等の人材育成の支援など、河川での地域住民、市民団体等とのコミュニケーションの充実を積極的に図ることとしております。(別紙1参照)

また、これらの活動に加え、河川愛護月間の推進特別事業として例年好評をいただいております絵手紙の募集も行うこととしております。(別紙2参照)

これらの行事に、一人でも多くの方が参加され、河川愛護運動の主旨をご理解いただけるよう、一層の御協力をお願いいたします。

(別紙1)

平成23年度「河川愛護月間」実施要綱

1. 目的

この運動は、身近な自然空間である河川への国民の関心の高まりに応えるため、地域住民、市民団体と関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・再生への取り組みを積極的に推進するとともに、国民の河川愛護意識を醸成することを目的とする。

2. 期間

平成23年7月1日(金)から7月31日(日)まで

3. 主催

国土交通省、都道府県、市町村

4. 後援

内閣府、日本放送協会、(社)日本新聞協会、(社)日本民間放送連盟

5. 協賛

(社)日本河川協会、全国治水期成同盟会連合会、全国水防管理団体連合会、(社)建設広報協議会、(財)河川環境管理財団、(財)河川情報センター、(財)リバーフロント整備センター、(財)渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団、全国建設弘済協議会

6. 運動の重点

- ・地域と一体となった良好な河川環境の保全・再生
- ・地域社会と河川との関わりの再構築
- ・河川愛護意識の醸成
- ・河川の適切な利用の推進

7. 推進標語

「せせらぎに ぼくも魚も すきとおる」
(平成22年「河川愛護月間」推進標語募集、最優秀賞作品)

8. 実施要領

河川管理者は、地域住民、市民団体、関係行政機関等と協力し、この月間中に、河川愛護の意識が広く国民の間で醸成されるよう、次に掲げる活動及び地域の実情に応じた多様な活動を積極的に展開するものとする。

(1) 地域と一体となった良好な河川環境の保全・再生

イ. 良好な河川環境の保全・再生

良好な河川環境を保全・再生するため、地域住民、市民団体等が主体となって行う河川環境の保全・再生等に関する活動を積極的に支援する。

ロ. 河川の美化

月間中に「川のクリーン作戦」等を企画し、河川に関わる市民団体、町内会、関係行政機関等と協力しつつ河川美化を推進する活動を行うとともに、堤防、河川敷等に廃棄されたゴミの一斉清掃等を行う。

(2) 地域社会と河川との関わりの再構築

イ. 地域住民、市民団体等と協力した河川の点検等

すべての人々が親しみやすい河川空間にするため、地域住民、市民団体等と河川管理者が協力して、川へのアクセスや利用について点検する機会を設け、今後の川づくりに反映させる。

ロ. 水面の利用、川下り等

多くの河川で、カヌー、ボート、イカダ等による河川の水面利用が行われるようになっている。地域住民、市民団体等による河川の水面利用を体験する活動を支援するとともに、河川の水面利用の安全点検を河川利用者と河川管理者が協力して行う。

ハ. 川の指導者等の人材育成の支援

川に対する基本的な知識、川での様々な遊び、地域の歴史・文化等を教えることのできる「川の指導者」等の人材を育成し、それぞれの地域で子どもに対して川での遊び方を教える活動を支援する。

ニ. 河川に関する地域住民等とのコミュニケーションの充実

河川は、地域の水循環の主軸で、地域の文化、風土等とのつながりを有している。このため、川や流域における「川の365日」の情報の積極的な提供に努め、関係機関や地域住民、市民団体等とのコミュニケーションの充実を図る。

(3) 河川愛護意識の醸成

イ. 河川についての広報活動の実施

報道関係機関等の協力を得て、積極的に河川に関する広報活動を行う。

広報誌、折り込み、スライド、ポスター、ステッカー等を活用し、この月間の趣旨の地域住民、市民団体、河川利用者等への浸透を図る。

ロ. 河川愛護団体への支援等

河川愛護団体への支援に努め、必要に応じて表彰等の措置を講じ、河川愛護意識の醸成を図る。

なお、みどりの愛護功労者国土交通大臣表彰に推薦されるよう積極的に努めるものとする。

ハ. 各種行事の開催

7月7日が「川の日」であることも踏まえ、「川の日」と連携した講演会、シンポジウム、河川に関する写真、絵画、作文のコンクール等を積極的に開催するとともに、優秀な作品について表彰、展示を行う等により、河川愛護意識の醸成を図る。

(4) 河川の適切な利用の推進

イ. 関係行政機関が共同して河川のパトロールを実施する等、河川利用者等に対し河川の適切な利用に関する指導等を行う。

ロ. 地域において、住民の日常的な河川空間の利用が促進され、地域づくり、まちづくりにおいて活かされるよう関係機関との連携の強化を図る。

(5) 河川水難事故防止週間における啓発活動の実施

イ. 近年多発する河川水難事故を受け、7月1日から7日までを河川水難事故防止週間とする。

ロ. 出前講座の集中的な実施等による河川水難事故防止に関する啓発活動を行う等により、河川利用者に対し川を利用する際の安全意識の向上を促す。

(別紙 2)

「河川愛護月間」絵手紙募集要領

1. 目的

「河川愛護月間（7月1日～7月31日）」における広報活動の一環として、平成16年度より同月間推進特別事業として様々な作品を募集してきました。平成23年度も、昨年に引き続き、絵手紙を小学生、中学生、高校生及び一般の方々を含め広く募集し、河川愛護意識の高揚を図ることとします。

2. 応募規定

① 募集内容

「川遊び～川での思い出・川への思い～」をテーマに、絵と文章を組み合わせて描いた絵手紙を募集します。

デザイン、彩色、画材は自由です。（写真は応募できません。）

② 応募資格

河川愛護月間の趣旨に賛同して頂ける方。年齢、性別、職業などの制限はありません。（応募できる作品は一人一作品です。）

③ 応募作品のサイズ

官製はがきサイズ（100mm×148mm）

④ 応募方法

応募作品の裏面に氏名、住所、電話番号のほか、小学生・中学生・高校生は学校名と学年を明記の上、下記送付先へ応募してください。

（氏名、住所及び学校名にはふりがなを付けてください。）

※ ご記入頂いた個人情報、応募作品の審査に関する確認、審査結果連絡の目的以外には使用致しません。

⑤ 応募上の注意

・応募作品の使用・著作権は、国土交通省に帰属します。

・応募作品は、未発表のオリジナル作品に限ります。

・応募作品は、返却致しません。

⑥ 締め切り

平成23年9月26日（月）まで（当日必着）

3. 審査方法

水環境の専門家、マスコミ関係者、美術の専門家等で構成する審査会において審査を行い、入賞作品を決定致します。

4. 入選の発表

審査終了後に、入賞者に直接通知するとともに、国土交通省ホームページ、機関誌等にも掲載します。

5. 作品使用

優秀作品は、平成24年度「河川愛護月間」ポスター、チラシ等に使用するほか、「河川愛護月間」の推進に幅広く活用します。

6. 賞

最優秀賞（国土交通大臣賞）	1点
優秀賞（国土交通事務次官賞）	6点
優良賞（国土交通省河川局長賞）	8点
審査員特別賞	5点

7. 表彰

主催者である国土交通省から賞状を、協賛団体から副賞を贈呈します。

8. 送付先・問い合わせ先等

（送付先）

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省河川局治水課内

「河川愛護月間」絵手紙募集係

（問合せ先等）

国土交通省河川局治水課管理係

03-5253-8111（内線 35663）

HPアドレス

<http://www.mlit.go.jp/river/aigo/index.html>

<全水連便り>



◎ 6月号の発行について

今月号は、当連合会の監事を永年お勤めになられた、大阪府の前高槻市長奥本務様に寄稿して頂きました。奥本様は、高槻市の職員として勤務された後、高槻市長として12年間にわたりお勤めになり、高槻市のために全てを尽くされ大変多くの功績を残されました。ご自分の体験を含め高槻市における洪水の歴史を執筆して頂きました。会員の皆様にとりまして大変お役にたつものと存じます。

◎ 特別号（6月8日発行）について

6月8日に発行の特別号に掲載いたしました、群馬大学片田敏孝（かただ・としたか）教授の『特別講演』の内容は、大変多くの皆様から反響を頂きました。「東日本大震災の教訓 ～今求められる命を守るための防災～」は片田教授の岩手県釜石での小中学生への指導内容と、その結果大変大きな成果を残し、生徒のほぼ100%の命が助かったことなど、私たちが災害緊急時に取るべき行動を丁寧に分かりやすく、さらに加えて貴重な資料を多数ご提供頂いております。会員の皆様にとって大いにお役に立つ事と存じます。さらに広く周囲の皆様にお知らせ頂けましたら幸いです。

※今までに、2月特別号で「京都大学河田教授の特別講演」

2月号で「富山県河川課 山崎様」と「関東地整利根川上流河川事務所」

5月号で「宮城県美里町長佐々木様」

の方々から寄稿を頂き、掲載しておりますのでご覧頂きますようご案内いたします。

・会員の皆様からの寄稿をお願いいたします。